

平成 30 年 4 月から

児童扶養手当額・特別児童扶養手当額が 0.5%引き上げとなります

問町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

平成 29 年全国消費者物価指数の変動率に基づき、平成 30 年度から、児童扶養手当額・特別児童扶養手当額が 0.5%引き上げとなります。

このため、平成 30 年 8 月期の支払い（平成 30 年 4 月分～7 月分）から、改定後の月額となります。

◇児童扶養手当月額

		平成 29 年度まで	平成 30 年 4 月～
本体額	全部支給	42,290 円	42,500 円
	一部支給	42,280 円～ 9,980 円	42,490 円～ 10,030 円
第 2 子加算額	全部支給	9,990 円	10,040 円
	一部支給	9,980 円～ 5,000 円	10,030 円～ 5,020 円
第 3 子以降加算額	全部支給	5,990 円	6,020 円
	一部支給	5,980 円～ 3,000 円	6,010 円～ 3,010 円

◇特別児童扶養手当月額

		平成 29 年度	平成 30 年度
特別児童扶養手当	1 級	51,450 円	51,700 円
	2 級	34,270 円	34,430 円

田布施南地域防災センター完成

問総務企画課 総務係
☎ 52-5802

浜城地区に建設していた田布施南地域防災センターが完成しました。

主に、海岸沿いの麻郷・麻里府地域の防災拠点施設として、活用が始まっています。

◇内容

麻郷・麻里府地域の海岸沿いは、津波や高潮といった災害による被害の発生が予想されています。この防災センターは、田布施南地域の災害時の避難所としての機能を持つとともに、あらかじめ予想できる台風などの災害の一次避難所としても活用されます。また、消防団の機庫や生活物資の備蓄倉庫も併設されています。その他、町内の自主防災組織の育成・強化や防災研修のほか、田布施南地域のコミュニティ活動にも使用されます。

◇使用方法

使用するときは、申請書を総務企画課（2 階⑨窓口）に提出し、許可を受けてください。

◇使用料

防災関連で使用する場合は無料です。

※所在自治会（浜城自治会）以外のコミュニティ活動で使用する場合は、使用料が必要になります。

